

平成25年6月3日

建設業者 各位

豊田市長 太田 稔彦  
豊田市事業管理者 横地 清明

## 建設工事の低入札価格調査における基準価格等の見直しについて（通知）

平素は入札契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
入札契約制度の見直しについて、下記のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては見直し内容についてご承知おきいただきますとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 調査基準価格・失格基準及び最低制限価格の見直し

##### (1) 調査基準価格・失格基準の見直し

一般管理費等の算入率を従来の30%から**55%に上げます。**

	調査基準価格 下記4経費の合計（ただし、予定価格の9/10から7/10の範囲内）	失格基準 下記4経費のいずれか一つでも下回った場合は失格
直接工事費	95%	90%
共通仮設費	90%	85%
現場管理費	80%	80%
一般管理費等	<b>55%</b>	<b>55%</b>

##### (2) 最低制限価格の見直し

調査基準価格及び失格基準の見直しに伴い、**最低制限価格も上げを実施します。**

なお、最低制限価格は、豊田市契約規則に定めるとおり、予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において定めます。

#### 2 総合評価方式における完納証明書等の提出時期の変更

従来、総合評価方式においては、入札参加申請時に完納証明等の提出を求めていましたが、下記の書類については、事後審査型一般競争入札と同様に**落札者のみの確認とし、提出時期を落札決定の翌日へ変更します。**

- ・建設業許可及び経営事項審査の写し
- ・完納証明書（公告日以降発行のもの、写し可） ※豊田市に納税義務のある者に限る。

#### 3 適用時期

上記1、2のいずれも、**平成25年6月4日以降の入札公告案件から適用します。**

【問い合わせ先】 総務部契約課 工事担当 電話 0565(34)6616 (直通)  
上下水道局総務課 庶務担当 電話 0565(34)6653 (直通)